

接続約款変更届出書

令和3年12月27日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

住 所 とうきょうとみなとくかいがんにっしょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ぼ ん く かぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちょうしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和4年1月4日
------	----------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新					旧					
料金表					料金表					
第1表 接続料金					第1表 接続料金					
第1 網使用料 (略)					第1 網使用料 (略)					
第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料					第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料					
1 適用 (略)					1 適用 (略)					
2 料金額					2 料金額					
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	
(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	238,740円	月額	(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	310,940円	月額	
		(イ) 10Mbpsを 超える1Mbpsご とに	23,874円	月額			(イ) 10Mbpsを 超える1Mbpsご とに	31,094円	月額	
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(略)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)	(略)		(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(略)	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)	(略)		(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(略)	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)	(略)		(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
	(2) 5G(NSA方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	238,740円	月額	(2) 5G(NSA方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	310,940円	月額
			(イ) 10Mbpsを	23,874円	月額			(イ) 10Mbpsを	31,094円	月額

続)		超える 1Mbps ごとに			
	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	
		(イ) (略)	(略)	(略)	
	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	
		(イ) (略)	(略)	(略)	
	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	
		(イ) (略)	(略)	(略)	
	(3) MVNO 回線管理機能	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	90 円	月額
		令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)	
	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)	

附則
(略)

続)		超える 1Mbps ごとに			
	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	
		(イ) (略)	(略)	(略)	
	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	
		(イ) (略)	(略)	(略)	
	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	
		(イ) (略)	(略)	(略)	
	(3) MVNO 回線管理機能	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	80 円	月額
		令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)	
	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)	

附則
(略)

附 則(令和 3 年 12 月 24 日 MKS2112230006250001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 1 月 4 日から実施します。